

意見募集を実施した際の告示案からの変更点

【案文】水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する基本的な方針（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	柱書 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。なお、この基本方針において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（ <u>令和六年法律第三十七号</u> 、以下「法」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和六年政令第 号）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第 号）において使用する用語の例による。	低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。なお、この基本方針において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和六年政令第 号）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第 号）において使用する用語の例による。	技術的修正
2	第一 二 化学分野では、低炭素水素等を活用し、ナフサ分解炉の熱源の燃料転換、石油由来のナフサからの原料転換について、社会実装を進めていく。	化学分野では、低炭素水素等を活用し、ナフサ分解炉の熱源の燃料転換、石油由来のナフサからの原料転換 <u>等</u> について、社会実装を進めていく。	技術的修正
3	第一 二 運輸分野では、商用車を中心とした自動車での低炭素水素等の需要を拡大させるとともに、鉄道、船舶等の様々な需要に向けたの導入を促進していくとともに、こうした分野への需要の広がりを見据え、水素ステーションの大規模化・マルチユース化を進めていく。	運輸分野では、商用車を中心とした自動車での低炭素水素等の需要を拡大させるとともに、鉄道、船舶等の様々な需要に <u>向けた導入</u> を促進していく。 <u>また、</u> こうした分野への需要の広がりを見据え、水素ステーションの大規模化・マルチユース化を進めていく。	技術的修正
4	第二 二 3 ただし、(1)①、②並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であると共に評価項目としても用いる。	ただし、(1)①、②並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であると <u>ともに</u> 評価項目としても用いる。	技術的修正

5	第二 二 3 (2) ワ ワ 地域間で低炭素水素等の供給及び利用に係る連携の可能性があること又は後発で低炭素水素等を供給若しくは利用しようとする地域に低炭素水素等の供給若しくは利用を展開する可能性があること	ワ 地域間で低炭素水素等の供給及び利用に係る連携の可能性があること又は後発で低炭素水素等を供給若しくは利用しようとする地域に低炭素水素等の供給若しくは利用を展開する可能性があること。	技術的修正
6	第二 二 4 ただし、(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(5)は必須の要件であると 共に 評価項目としても用いる。	第二 二 4 ただし、(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(5)は必須の要件であると ともに 評価項目としても用いる。	技術的修正
7	第二 二 4 (1) (1) 低炭素水素等の供給を行う地点から利用を行う地点までにおける低炭素水素等の輸送又は貯蔵のために必要な設備であって、複数の低炭素水素等利用事業者が共同して使用するもの(導管や貯蔵設備等)が低炭素水素等供給等計画に含まれていること。	(1) 低炭素水素等の供給を行う地点から利用を行う地点までにおける低炭素水素等の輸送又は貯蔵のために必要な設備であって、複数の低炭素水素等利用事業者が共同して使用するもの(導管や貯蔵設備等)が低炭素水素等供給等 事業 計画に含まれていること。	技術的修正
8	第二 三 2 2 価格差に着目した支援及び拠点整備支援により支援を受けようとする低炭素水素等供給事業者は、令和五年に経済産業省が設立した「GXリーグ」に加入する等、二酸化炭素の排出を削減するための次に掲げる取組を実施すること。	2 価格差に着目した支援及び拠点整備支援により支援を受けようとする低炭素水素等供給事業者、 低炭素水素等利用事業者又は法第七条第三項に規定する者 は、令和五年に経済産業省が設立した「GXリーグ」に加入する等、二酸化炭素の排出を削減するための次に掲げる取組を実施すること。	技術的修正
9	第二 三 2 (1) 国内におけるScope 1(事業者が自ら排出した二酸化炭素の量をいう。)及びScope 2(他社から供給された電気、熱又は蒸気の使用に伴って排出された二酸化炭素の量をいう。)に関する排出削減の目標を令和七年度 並びに 令和五年度から令和七年度までの三年間及び令和十二年度において設定し、二酸化炭素排出量の実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施した上で、毎年度公表すること。	国内におけるScope 1(事業者が自ら排出した二酸化炭素の量をいう。)及びScope 2(他社から供給された電気、熱又は蒸気の使用に伴って排出された二酸化炭素の量をいう。)に関する排出削減の目標を令和七年度、令和五年度から令和七年度までの三年間及び令和十二年度において設定し、二酸化炭素排出量の実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施した上で、毎年度公表すること。	技術的修正
10	第二 四 5 5 国は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した低炭素水素等の製造、貯蔵、輸送、利用に係る設備とそれらをつなぐインフラネットワークの整備を通じ、効率的な低炭素	5 国は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した低炭素水素等の製造、貯蔵、輸送 及び 利用に係る設備とそれらをつなぐインフラネットワークの整備を通じ、効率的な低	技術的修正

	水素等のサプライチェーンの構築の促進に努めるものとする。	炭素水素等のサプライチェーンの構築の促進に努めるものとする。	
11	<p>第二 四 6</p> <p>6 地方公共団体は、その地域における<u>当該</u>地方公共団体、低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者、<u>低炭素水素等</u>を利用して製品を製造する事業者等が相互に連携を図るとともに、地方公共団体の相互的かつ広域的な連携を図ることにより、地域における低炭素水素等の効率的なサプライチェーンの構築の促進に努めるものとする。</p>	<p>6 地方公共団体は、その地域における地方公共団体、低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者<u>及び</u>低炭素水素等を利用して製品を製造する事業者等が相互に連携を図るとともに、地方公共団体の相互的かつ広域的な連携を図ることにより、地域における低炭素水素等の効率的なサプライチェーンの構築の促進に努めるものとする。</p>	技術的修正
12	<p>附則 (新設)</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、法の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。</p>	技術的修正